

政令第
号

港湾法施行令の一部を改正する政令

内閣は、港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第五十五条の三の五第一項及び第六十条の三の規定に基づき、この政令を制定する。

港湾法施行令（昭和二十六年政令第四号）の一部を次のように改正する。

別表第四第二号(9)中「三二一度一五分一、九五〇メートル」を「二九七度三〇分一、九二〇メートル」に改め、同号(12)中「三三六度四五分一、二四〇メートル」を「二二二度四五分三、二一〇メートル」に改め、同号(13)中「三〇三度四五分七、六七〇メートル」を「三〇一度三〇分八、一一〇メートル」に改め、同号(19)中「北緯三四度四九分七秒東経一三六度五六分三六秒）から一八六度三〇分一、五八〇メートル」を「北緯三四度四九分九秒東経一三六度五六分四〇秒）から一八九度一、六六〇メートル」に改め、同号(20)中「一六〇度一、六七〇メートル」を「一六三度三〇分一、七一〇メートル」に改め、同号(38)中「二九六度三〇分八、六五〇メートル」を「二九五度九、一四〇メートル」に改め、同号(41)中「三三一度三〇分八、四八〇メートル」を「三二七度二〇分八、三三〇メートル」に改め、同号(42)中「三四六度四五分三、三〇〇メートル

ル」を「二三九度一五分四、一六〇メートル」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この政令は、令和七年十一月十一日から施行する。ただし、別表第四第二号⁽¹⁹⁾及び⁽²⁰⁾の改正規定は、同月一日から施行する。

（水域の占用の許可等に関する経過措置）

2 この政令の施行の際現にこの政令による改正後の別表第四第二号に規定する伊勢湾に係る緊急確保航路の区域（この政令による改正前の別表第四第二号に規定する伊勢湾に係る緊急確保航路の区域を除く。）内において水域を工作物の設置等により占用している者は、この政令の施行の日から起算して一月を経過する日までの間は、港湾法第五十五条の三の五第二項の許可を受けないで、又は同条第四項において準用する同法第三十七条第三項の規定による協議を行わないでその水域を占用することができる。

（罰則に関する経過措置）

3 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理 由

伊勢湾に係る緊急確保航路の区域を変更する等の必要があるからである。